

平成21年5月19日

各 位

会 社 名 ユニコムグループホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 二 家 英 彰  
 ( J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4 )  
 問合せ先 専務取締役 酒 井 清 行  
 TEL 0 3 - 5 6 2 3 - 8 7 4 4

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり、平成21年6月26日(金)開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### (1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則として所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、施行日である平成21年1月5日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### (2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) <u>当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削 除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (現行どおり)
第11条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) (条文省略) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載又は記録、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) (現行どおり) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p>
<p>第13条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(附則) (新設)</p>	<p>(附則) 当社の株式喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。 2 前項および本項は、平成22年1月5日まで有効とし、同年1月6日をもって前項および本項を削るものとする。</p>

以 上